

第8期定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月24日(木曜日)
午前10時

場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー5階
ベルサール東京日本橋 Room 11

(※会場が前回と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

第8期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
添付書類	
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	42

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目16番3号
セグエグループ株式会社
代表取締役社長 愛 須 康 之

第8期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月23日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
 2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー5階
ベルサール東京日本橋 Room 11
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://segue-g.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://segue-g.jp/>) に掲載させていただきます。

会社説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、昨年同様に本年も開催を中止致しますのでお知らせ致します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

<株主の皆様へのお願い>

- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ◆ ご来場の株主様は、株主総会開催日時点でのご自身の健康状態に十分ご留意いただき、ご来場される場合はマスクのご着用をお願い申し上げます。また、株主総会会場受付で検温及びアルコール消毒の実施を予定しております。
- ◆ 株主様の安全を第一に考え、発熱があると認められる方や体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 株主総会会場の座席数は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。そのため、株主総会当日にご来場された株主様に十分なお席をご用意できない可能性がございます。

<株主総会当日の運営について>

- ◆ 当社役員および株主総会運営スタッフは当日に検温を行い、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ◆ 株主総会の運営について重要な変更等が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://segue-g.jp/>)にてご案内いたします。株主の皆様におかれましては、最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識したうえで、各事業年度の経営成績を勘案しながら、配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。その方針に基づき、第8期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金16円
総額 182,042,336円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会からの意見はありませんでした。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位
1	あい す やす ゆき 愛 須 康 之	<input type="checkbox"/> 再任 代表取締役社長
2	あ ま さとる 阿 萬 聖	<input type="checkbox"/> 再任 取締役
3	ふく だ やす ひろ 福 田 泰 福	<input type="checkbox"/> 再任 取締役

再任 再任取締役候補者

候補者
番号

1

あい す
愛須

やす ゆき
康之

再任

1966年6月26日生

所有する当社の株式数
3,568,400株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 5月 データコントロールズ株式会社 入社
- 1994年 1月 同社 大阪営業所長
- 1995年 4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社設立 代表取締役（現任）
- 2001年 5月 株式会社イーサポート（現 ジェイズ・ソリューション株式会社）設立 取締役
- 2012年11月 ジェイシーテクノロジー株式会社設立 代表取締役
- 2012年12月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社設立 代表取締役
- 2013年 6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役
- 2014年12月 当社設立 代表取締役社長（現任）
- 2016年 1月 ジェイシーテクノロジー株式会社 取締役
ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役（現任）
- 2019年 3月 株式会社アステム 取締役
- 2021年 3月 ジェイシーテクノロジー株式会社 取締役会長（現任）

■ 取締役候補者の選任理由

候補者は、当社の前身であるジェイズ・コミュニケーション株式会社を創業して以来、四半世紀にわたり経営を指揮し、当社グループを成長させてきました。

候補者の経営実績、事業における幅広い知識・経験、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものがあります。

候補者
番号

2

あ ま さとる
阿 萬 聖

再 任

1956年2月20日生

所有する当社の株式数
56,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 タキロン株式会社（現 タキロンシーアイ株式会社）入社
- 1987年10月 日本デジタルイクイップメント株式会社（現 日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社
- 1998年10月 同社 西日本事業部第三営業部長兼西部支店長
- 2000年1月 同社 西日本事業部第四営業部長
- 2000年8月 シスコシステムズ株式会社（現 シスコシステムズ合同会社）入社
西日本営業統括本部パートナー営業部長
- 2001年8月 同社 製造第一営業本部西日本営業部長
- 2002年5月 株式会社アンビリカス 代表取締役
- 2006年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 入社
- 2010年3月 同社 取締役
- 2013年6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役
- 2013年12月 同社 代表取締役
ジェイズ・コミュニケーション株式会社 常務取締役
- 2014年12月 当社 常務取締役
- 2017年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役（現任）
- 2018年4月 ファルコンシステムコンサルティング株式会社 取締役
- 2019年3月 株式会社アステム 代表取締役
- 2020年3月 当社 取締役（現任）

■ 取締役候補者の選任理由

候補者は、当社が属する業界における豊富な知識・経験を有し、2006年に入社以降、主に営業面を中心に当社グループの成長を牽引しております。

候補者の知識・経験等は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ふく だ
福田

やす ひろ
泰福

再任

1966年2月13日生

所有する当社の株式数
45,000株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年10月 三井建設株式会社（現 三井住友建設株式会社）入社
2001年4月 栗田工業株式会社 入社
2007年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 入社
2008年3月 同社 取締役（現任）
株式会社イーサポート（現 ジェイズ・ソリューション株式会社） 監査役
2012年12月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役
2013年6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役
2014年12月 当社 取締役経営管理部長（現任）
2016年3月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 監査役（現任）
ジェイズ・ソリューション株式会社 取締役

■ 取締役候補者の選任理由

候補者は、管理業務全般にわたり豊富な知識・経験を有しており、2007年に入社以降、主に管理面を中心に当社グループの成長に貢献しております。

候補者の知識・経験等は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1 取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。
3 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を負担することにより被保険者が被る損害を填補することとしております。取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約の更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における現在の地位
1	須崎 宏一	再任	社外取締役
2	中川 博史	再任	社外取締役
3	寺田 有美子	新任	—

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者
番号

1

す ぎき こう いち
須崎 宏一

再任

1945年4月20日生

所有する当社の株式数
一株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1969年4月 日本NCR株式会社 入社
- 1991年1月 同社 商工業担当営業部 西日本地区 営業部長
- 1996年1月 同社 産業システム本部 本部長補佐
- 1998年1月 同社 産業システム本部 データウェアハウス事業部長
- 1999年9月 シスコシステムズ株式会社（現 シスコシステムズ合同会社）入社 関西支社長
- 2001年1月 同社 西日本営業本部長
- 2001年8月 同社 金融第一営業本部 本部長
- 2002年5月 同社 パートナー営業ソリューションパートナー開発担当 本部長
- 2002年11月 ネットワンシステムズ株式会社 入社 市場開発本部 本部長
- 2005年10月 株式会社ネットマークス（現 ユニアデックス株式会社）入社 公共パートナー副本部長
- 2006年4月 同社 執行役員
- 2007年4月 同社 常務執行役員
- 2015年3月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役（現任）
当社 常勤監査役
- 2020年3月 当社 社外取締役監査等委員（現任）

■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

候補者は、当社が属する業界における豊富な知識・経験を有し、社外取締役及び独立役員として、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

また、選任後においては、任意の指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者
番号

2

なか がわ
中川

ひろ ふみ
博史

再任

1968年8月24日生

所有する当社の株式数
一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社
- 2005年2月 中川公認会計士税理士事務所(現 税理士法人AIO)設立 代表社員 (現任)
- 2012年3月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役
- 2014年12月 当社 監査役
- 2020年3月 当社 社外取締役監査等委員 (現任)

■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

候補者は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役及び独立役員として、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

また、選任後においては、任意の指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者
番号

3

てら だ
寺田

ゆ み こ
有美子

新任

1977年5月1日生

所有する当社の株式数
一株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
弁護士法人大阪パブリック法律事務所 勤務
- 2010年4月 弁護士法人あすなる パートナー
- 2013年10月 独立「アーカス総合法律事務所」パートナー（現任）
- 2015年5月 NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事（現任）
- 2017年9月 株式会社スマートバリュー 取締役（現任）
- 2020年9月 同社 指名委員、報酬委員（現任）
- 2020年9月 株式会社Osaka World Studio 代表取締役（現任）
- 2020年12月 神戸大学 客員教授（現任）
- 2021年3月 株式会社Stroly 監査役（現任）

■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

候補者は、弁護士としての経験・見識を豊富に有しており、社外取締役及び独立役員として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

また、選任後においては、任意の指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

-
- (注) 1 監査等委員である取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 2 監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。
- 3 須崎宏一氏、中川博史氏及び寺田有美子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 4 須崎宏一氏及び中川博史氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は当社の監査等委員である社外取締役就任前の5年間、当社の社外監査役でありました。
- 5 当社は、須崎宏一氏および中川博史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、寺田有美子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
- 6 当社は、須崎宏一氏及び中川博史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。また、寺田有美子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を負担することにより被保険者が被る損害を填補することとしております。取締役候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。

以 上

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス (予定)

氏名	当社における地位	スキル・経験									
		企業経営	業界知識	営業・マーケティング	テクノロジー	財務・会計・M&A	人事・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル	ESG・サステナビリティ	組織マネジメント
愛須 康之	代表取締役社長	●	●	●	●					●	●
阿萬 聖	取締役	●	●	●	●				●	●	●
福田 泰福	取締役	●				●	●	●	●	●	●
須崎 宏一 [社外] [独立]	社外取締役 監査等委員	●	●	●							●
中川 博史 [社外] [独立]	社外取締役 監査等委員					●					
寺田 有美子 [社外] [独立]	社外取締役 監査等委員							●	●	●	

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(添付書類)

事業報告

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が継続しており、複数回の緊急事態宣言が発令されるなど、先行き不透明な状況が強まっております。

当社グループの属するIT業界におきましては、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応するデジタルシフトが加速するとともに、デジタルトランスフォーメーション等への注目度は高まっております。あらゆる業種・職種でテレワークの普及、クラウドの活用が加速し、そのセキュリティの重要性はますます高まっております。また、それらを活用するデジタル人材の育成・確保の取組みが推進されています。政府によりデジタル庁が創設され、これらの動きはさらに加速するものと予想されます。

このような環境の中、当社グループは、主力プロダクトやテレワーク関連プロダクトの拡販、商材ラインアップの拡充、サービスの拡大などを進めてまいりました。自社開発につきましては、開発体制の強化、品質の向上、販売パートナーの拡充などに努めております。その結果、サービスの販売は、設計・構築サービス、サポートサービスいずれも増加いたしました。プロダクトの受注も堅調に増加しておりますが、世界的な半導体不足により当社取り扱い製品の納期に大幅な遅延が生じ、特に第3四半期連結会計期間よりその影響が顕著になっており、受注の増加に比してプロダクトの販売は微増に留まりました。

これらの結果、当連結会計年度におけるソリューションプロダクト事業の売上高は6,582,762千円と前年同期と比べ351,848千円(5.6%)の増収、ソリューションサービス事業の売上高は5,456,022千円と前年同期と比べ694,122千円(14.6%)の増収、連結売上高は12,038,775千円と前年同期と比べ1,045,961千円(9.5%)の増収となりました。売上総利益につきましては、3,091,612千円と前年同期と比べ横ばい(910千円の減益、△0.0%)となりました。

営業利益につきましては、継続成長に向けた積極的な人財への投資による人件費等の販売管理費の増加を吸収しきれず、営業利益は638,711千円と前年同期と比べ204,906千円(△24.3%)の減益、経常利益は686,090千円となり前年同期と比べ188,070千円(△21.5%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は454,757千円と前年同期と比べ179,408千円(△28.3%)の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は110,640千円であり、その主なものは、動作検証用機器及び保守サービスの提供に使用する保守用機器の配備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、運転資金を目的とした短期借入により500,000千円、新株予約権（ストック・オプション）の行使により7,988千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

①人財の確保・育成

当社グループのさらなる成長のために、優秀な人財の確保及び育成は欠かせないと認識しております。IT人材の不足は年々顕著になっておりますが、積極的な採用、教育研修制度の充実に加え、人事制度の継続的改善等により、人財の確保及び育成に取り組んでまいります。

②収益力の強化

当社グループは、ITソリューション事業を営んでおり、中でもセキュリティの分野にフォーカスしております。IT業界は随時新しい技術が生まれ、その利活用による利便性や生産性の向上等が注目されがちですが、対応するセキュリティ対策も欠かせません。

国内外の最新の技術トレンドや顧客のニーズをつかみ、積極的な新規商材の取扱い並びに安全性と使いやすさを兼ね備えたセキュリティ製品及びサービスの開発を進め、それらの商材を組み合わせる高度化・複雑化するサイバー攻撃にも対抗するセキュリティを確保したソリューションを創出してまいります。

加えて、販売促進活動を強化し、これらによって、売上の拡大と利益率の向上を実現してまいります。

③事業ポートフォリオ・グループ組織体制の最適化

当社グループは、事業の拡大を加速させるために、独自の技術を有する企業や現在のビジネスの発展加速が図れる企業とのM&Aや業務・資本提携を進めてまいります。それらの行為の効果を高めるために、グループ各社の事業の整理、リソースの再配置を継続的に検討、実行し、当社グループ全体を最適化し、よりグループ内のシナジー効果が得られる体制の整備を進めてまいります。

④内部統制の継続強化

当社グループが継続的かつ効率的に拡大できる体制を確立、維持するためには、コンプライアンスの徹底及び内部統制の継続的な強化は重要な課題と認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制をより一層強化してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	期 別	第5期 2018年12月度	第6期 2019年12月度	第7期 2020年12月度	第8期 (当連結会計年度) 2021年12月度
売 上 高		8,767,376	9,646,836	10,992,813	12,038,775
経 常 利 益		485,942	554,359	874,160	686,090
親会社株主に帰属する当期純利益		377,375	411,603	634,165	454,757
1株当たり当期純利益		33円15銭	35円90銭	55円62銭	39円62銭
総 資 産		5,350,087	6,146,308	7,191,628	8,625,300
純 資 産		2,450,741	2,786,518	3,172,688	3,199,186

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 当社は、「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、当該信託にかかる株式給付信託口が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定における「普通株式の期中平均株式数」については、当該株式給付信託が所有する当社株式を自己株式に含めて計算しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	期 別	第5期 2018年12月度	第6期 2019年12月度	第7期 2020年12月度	第8期 (当事業年度) 2021年12月度
営 業 収 益		546,324	646,984	664,380	1,002,136
経 常 利 益		200,392	234,754	238,576	584,169
当 期 純 利 益		201,947	229,512	232,735	537,875
1株当たり当期純利益		17円74銭	20円02銭	20円41銭	46円87銭
総 資 産		1,784,275	1,992,424	2,023,088	2,177,695
純 資 産		1,725,079	1,922,727	1,944,997	2,110,874

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 当社は、「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、当該信託にかかる株式給付信託口が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定における「普通株式の期中平均株式数」については、当該株式給付信託が所有する当社株式を自己株式に含めて計算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	237,500千円	100.0%	セキュリティ製品及びITインフラ製品の輸入・販売 セキュリティソフトウェアの開発 ITシステムの設計・構築サービスの提供
ジェイズ・テレコムシステム株式会社	50,000千円	100.0%	ITシステム（主に音声系）の構築サービスの提供 保守サービスの提供
ジェイシーテクノロジー株式会社	50,000千円	100.0%	エンジニアサービスの提供
ジェイズ・ソリューション株式会社	40,000千円	100.0%	セキュリティ製品及びITインフラ製品の販売 システムの運用や監視サービスの提供
ファルコンシステムコンサルティング株式会社	10,000千円	100.0%	セキュリティソフトウェアの開発
株式会社アステム	10,000千円	100.0%	コンピュータネットワーク機器、OA機器の販売・調整
サイバートップ株式会社	4,000千円	100.0%	インターネットショッピングに関わる運営及びコンサルティング

(注) 2022年1月1日付でジェイズ・コミュニケーション株式会社を存続会社、ファルコンシステムコンサルティング株式会社及び株式会社アステムを消滅会社とする当社の連結子会社間での吸収合併を実施しております。

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	大阪市淀川区西中島五丁目5番15号	751,363千円	2,177,695千円

(8) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社7社により構成されております。

当社は、純粋持株会社として連結子会社（事業会社）の管理及び支援を行い、連結子会社においてITシステムにおけるネットワークセキュリティ及びITインフラ製品に係る設計、販売、構築、運用、保守サービスを一貫して提供できる体制を整え、ITソリューション事業を展開しております。

報告セグメント	事業セグメント	事業の内容		対応する子会社
ITソリューション事業	ソリューション プロダクト事業	セキュリティ製品の輸入・販売 ITインフラ製品の輸入・販売		ジェイズ・コミュニケーション株式会社
		セキュリティソフトウェアの開発		ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ファルコンシステムコンサルティング株式会社
		セキュリティ製品及びITインフラ製品の国内調達・販売		ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・ソリューション株式会社 株式会社アステム サイバートップ株式会社
	ソリューション サービス事業	ITシステムの設計・ 構築サービスの提供 ヘルプデスクサービスの提供 保守サービスの提供	主にデータ通信系	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 株式会社アステム
			主に音声系	ジェイズ・テレコムシステム株式会社
		その他	システムの運用や 監視サービスの提供	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 ジェイズ・ソリューション株式会社
			エンジニア サービスの提供	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 ジェイシーテクノロジー株式会社

(9) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

事業所名		所在地
当 社	本 社	東京都中央区
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	東 京 本 社	東京都中央区
	大 阪 本 社	大阪市淀川区
ジェイズ・テレコムシステム株式会社	本 社	東京都中央区
	首 都 圏 事 業 所	川崎市中原区
ジェイシーテクノロジー株式会社	本 社	東京都中央区
ジェイズ・ソリューション株式会社	大 阪 本 社	大阪市淀川区
ファルコンシステムコンサルティング株式会社	本 社	東京都中央区
株 式 会 社 ア ス テ ム	本 社	福岡市博多区

(10) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
473名 (7名)	27名増 (2名減)

(注) 従業員数欄の(外書)は、従業員数のうち、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	1名減	41.8歳	6.5年

(注) 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して算出しております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	200,000 千円
株式会社三井住友銀行	200,000 千円
株式会社みずほ銀行	100,000 千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,640,235株（自己株式262,589株を含む）
 (3) 株主数 3,345名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
愛須 康之	3,568,400	31.36
日商エレクトロニクス株式会社	976,000	8.58
有限会社エーディーシー	937,600	8.24
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	794,500	6.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	522,800	4.59
株式会社 オービック	192,000	1.69
セグエグループ従業員持株会	170,900	1.50
田中 健一郎	170,000	1.49
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	127,300	1.12
田中 博章	108,000	0.95

- (注) 1. 持株比率は、自己株式262,589株を控除して計算しております。
 2. 自己株式には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式127,300株は含まれておりません。
 3. 2022年2月7日付でレオス・キャピタルワークス株式会社から提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2022年1月31日現在で同社が546,100株（持株比率4.69%）及びその共同保有者である株式会社SBI証券が73,824株（持株比率0.63%）を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、2021年11月11日開催の取締役会において自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 2021年11月11日開催の取締役会決議内容
- i 取得対象株式の種類 普通株式
 - ii 取得しうる株式の総数 375,000株（上限）
 - iii 株式の取得価額の総額 300,000,000円（上限）
 - iv 取得期間 2021年11月15日～2022年2月28日
 - v 取得方法 東京証券取引所における市場買付け
- ② 取締役会決議日以降、2021年12月31日までに取得した自己株式の累計
- i 取得した株式の総数 262,300株
 - ii 株式の取得価額の総額 202,261,700円

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2014年11月5日	2019年3月4日
新株予約権の数		80個	13,319個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式64,000株 (新株予約権1個につき800株)	普通株式26,638株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額		無償	新株予約権1個当たり1,380円 (1株当たり690円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり80,000円 (1株当たり100円)	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2016年4月1日から 2022年3月31日まで	2019年3月5日から 2049年3月4日まで
行使の条件		(注)2	(注)3
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	—	新株予約権の数 8,834個 目的となる株式数 17,668株 保有者数 3名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 406個 目的となる株式数 812株 保有者数 3名

新株予約権の名称		第6回新株予約権	第7回新株予約権		
発行決議日		2020年3月2日	2021年2月27日		
新株予約権の数		20,552個	26,396個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式20,552株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式26,396株 (新株予約権1個につき1株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり593円 (1株当たり593円)	新株予約権1個当たり914円 (1株当たり914円)		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)		
権利行使期間		2020年3月3日から 2050年3月2日まで	2021年2月28日から 2051年2月27日まで		
行使の条件		(注)3	(注)4		
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15,557個 15,557株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	25,868個 25,868株 4名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	772個 772株 3名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	528個 528株 3名

- (注) 1. 2016年9月21日付で行った1株を100株とする株式分割、2017年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割、2017年10月1日付で行った1株を2株とする株式分割及び2019年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 第3回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問契約等を締結している社外協力者の地位にあることを要します。ただし、定年により退職した場合もしくは、当社及び当社子会社の役員を任期満了により退任した場合にはこの限りではありません。
 - (2) 新株予約権の相続は認められません。
 - (3) 新株予約権の質入その他の一切の処分は認められません。
 - (4) その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
3. 第5回及び第6回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 権利行使は、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限ります。
 - (2) 新株予約権の質入その他の一切の処分は認められません。
 - (3) その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
4. 第7回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 権利行使は、当社の取締役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限ります。
 - (2) 新株予約権の質入その他の一切の処分は認められません。
 - (3) その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
愛 須 康 之	代表取締役社長	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 代表取締役 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役 ジェイシーテクノロジー株式会社 取締役会長
天 野 信 之	取締役副社長	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役副社長 株式会社コウエル 監査役
阿 萬 聖	取締役	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 ファルコンシステムコンサルティング株式会社 取締役 株式会社アステム 代表取締役
福 田 泰 福	取締役 経営管理部長	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 監査役
須 崎 宏 一	取締役 (監査等委員)	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役
中 川 博 史	取締役 (監査等委員)	税理士法人AIO 代表社員
樋 口 明 巳	取締役 (監査等委員)	あかつき法律事務所 所長 株式会社カオナビ 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）須崎宏一氏及び中川博史氏並びに樋口明巳氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員が重要会議への出席を通じて情報収集を行うとともに、監査等委員会が内部監査担当と連携して、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）中川博史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役須崎宏一氏及び中川博史氏並びに樋口明巳氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を負担することにより被保険者が被る損害を填補することとされています。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	123,422	97,003	2,775	23,643	4
（うち社外取締役）	（-）	（-）	（-）	（-）	（-）
取締役（監査等委員）	14,974	14,491	-	482	3
（うち社外取締役）	(14,974)	(14,491)	(-)	(482)	(3)
合 計	138,396	111,495	2,775	24,125	7

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(5)取締役の報酬等 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第6期定時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第7期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額として年間最大80,000個、年額80,000千円の範囲内と決議いただいております。当該各株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第6期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第7期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額として年間最大5,000個、年額5,000千円の範囲内と決議いただいております。当該各株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬および業績連動を排除した株式報酬を支払うこととしております。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数ならびに他社動向、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業務執行取締役を対象とする事業年度ごとの業績向上等に対する意識を高めるため目標達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する予定であり、具体的な算出方法は指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決定するものとします。目標は、各事業年度の計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえた見直しを行うものとします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬とし、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を採用して、毎年一定の時期に支給します。株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の額及び個数は、業務執行取締役については前事業年度の業績達成度（連結経常利益）を勘案し、社外取締役については業績連動を排除して取締役会にて決定するものとします。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、他社動向等を勘案し、指名・報酬委員会に諮問し、答申に基づき検討を行ったうえで取締役会にて決定するものとします。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の手続に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の目標達成度合いを踏まえた賞与の評価配分とします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当数を決定します。

②当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた審議を総合的に行ったうえで決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員の報酬は、株主総会の決議により定められた監査等委員の報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	須崎 宏一	ジェイズ・コミュニケーション株式会社	監査役	ジェイズ・コミュニケーション株式会社は、当社の連結子会社であります。また、同社とは、業務委託等の取引があります。
取締役 (監査等委員)	中川 博史	税理士法人 AIO	代表社員	当社と税理士法人AIOとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	樋口 明巳	あかつき法律事務所	所長	当社とあかつき法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社カオナビ	監査役	当社と株式会社カオナビとの間に重要な取引その他の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	須崎 宏一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席しております。なお、取締役会においては当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ適宜発言を行っており、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	中川 博史	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席しております。なお、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会においては必要に応じ適宜発言を行っており、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	樋口 明巳	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席しております。なお、弁護士としての豊富な経験と識見より、取締役会においては、議案審議等に必要発言を適宜行っており、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき会計監査人と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、会計監査人の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額と限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

(3) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが当社の事業規模や業務内容に鑑みて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議により定めております。その概要は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する行動指針（クレド）を定める。
- ii 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、リスク・コンプライアンス委員会及び委員（監査等委員を含む）を置く。委員のもと主管部署は、当社グループの取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
- iii 事業部門及び子会社にはコンプライアンス委員会またはこれに準ずる組織もしくはコンプライアンス担当責任者を置き、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- iv 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- v 当社グループの事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報の運用に関する規程を定めるとともに、コンプライアンス相談窓口を設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
- vi 前項の通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
- vii 内部監査部署は、当社グループの法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- ii 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- iii 内部監査部署は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i リスク管理の全体最適を図るため、取締役会の決議により、当社グループ全体のリスク管理に関する規程を定め、リスク管理担当役員及びリスク管理統括部署を置く。リスク管理統括部署は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- ii 事業活動に伴う各種のリスクについては、必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- iii 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
- iv 上記 ii 及び iii のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- v 内部監査部署は、当社グループのリスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社グループ各社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ii 当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- iii 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- iv 内部監査部署は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定める。子会社は、経営・財務の状況を定期的に当社に報告する。
- ii 子会社は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、当社は必要に応じて子会社に適切な指導を行う。

- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項については、監査等委員会と協議を行う。
 - ii 監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会より受けた業務命令に関して、監査等委員以外の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦監査等委員会への報告に関する体制
 - i 監査等委員会の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
 - ii 取締役及び使用人は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項につき監査等委員会に報告する。
 - iii 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
- ⑧監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査等委員が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行
 - i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
 - ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、監査等委員である社外取締役3名が取締役会へ出席することで監督機能を強化しております。
 - iii 月1回開催される定時取締役会においては、当社グループ各社の業務執行状況が報告され、当社グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

②監査等委員会の職務の執行

- i 当社の監査等委員会は、定期的に監査等委員会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査等委員会を開催しております。
- ii 当社の監査等委員は、当社グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うと共に、当社グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監査を行いました。
- iii 当社の監査等委員会は、社外取締役3名の監査等委員で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間での連携を図るため定期的に会合を実施しました。

③内部統制システム全般

当事業年度においては、「内部統制の基本方針書」に基づき、内部統制推進プロジェクトを設置し、内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

④コンプライアンス

当事業年度においては、「2021年度 コンプライアンス計画」に基づき、コンプライアンス遵守活動を実施しました。関係法令の制定・改正状況、当社グループ全社全従業員の労働時間（36協定遵守状況等）、当社グループ各社の規程類の整備状況、当社グループ全社全従業員を対象としたコンプライアンス教育の実施状況等が、当事業年度に開催されたリスク・コンプライアンス委員会に報告されております。

⑤リスク管理体制

当事業年度においては、リスク・コンプライアンス委員会において、当社グループ各社から報告されたリスクの検討を行いました。

⑥内部監査

当事業年度においては、「2021年度 内部監査計画」に基づき、当社の内部監査担当者が当社グループ主要事業所を訪問し、その他事業所はテレビ会議システム等を利用することにより、内部監査を実施しました。その結果を「内部監査報告書」として代表取締役社長に報告しております。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,236,574	流動負債	5,101,125
現金及び預金	1,351,896	買掛金	1,605,773
受取手形及び売掛金	1,885,831	短期借入金	500,000
電子記録債権	192,585	1年内返済予定の長期借入金	1,830
たな卸資産	2,376,649	未払金	89,648
前渡金	568,623	未払費用	196,954
未収入金	650,197	未払法人税等	107,196
その他の他	211,462	未払消費税等	58,967
貸倒引当金	△672	賞与引当金	2,897
固定資産	1,388,725	役員賞与引当金	2,775
有形固定資産	209,488	前受金	2,472,648
建物及び構築物	42,068	その他の他	62,434
車両運搬具	276	固定負債	324,988
工具、器具及び備品	166,503	退職給付に係る負債	222,713
土地	639	株式給付引当金	35,676
無形固定資産	166,009	長期未払金	66,598
のれん	68,543	負債合計	5,426,113
ソフトウェア	96,256	純資産の部	
その他の他	1,209	株主資本	3,165,371
投資その他の資産	1,013,227	資本金	514,766
投資有価証券	665,372	資本剰余金	287,266
長期差入保証金	116,129	利益剰余金	2,665,851
繰延税金資産	119,841	自己株式	△302,514
保険積立金	90,791	その他の包括利益累計額	△20,877
その他の他	21,092	その他有価証券評価差額金	△22,551
		繰延ヘッジ損益	1,673
		新株予約権	54,693
資産合計	8,625,300	純資産合計	3,199,186
		負債及び純資産合計	8,625,300

連結損益計算書

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		12,038,775
売上原価		8,947,162
売上総利益		3,091,612
販売費及び一般管理費		2,452,900
営業利益		638,711
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,077	
為替差益	29,529	
保険解約戻金	5,246	
補助金収入	3,513	
受取補償金	9,595	
その他	4,713	
営業外費用		54,675
支払利息	228	
支払保証料	277	
株式交付費用	270	
顧客補償等対応費用	6,436	
その他	84	
経常利益		7,297
特別利益		686,090
投資有価証券売却益	56,447	56,447
特別損失		
投資有価証券評価損	32,350	32,350
税金等調整前当期純利益		710,186
法人税、住民税及び事業税	250,133	
法人税等調整額	5,295	255,429
当期純利益		454,757
親会社株主に帰属する当期純利益		454,757

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

〔 2021年1月1日から
2021年12月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	510,772	283,272	2,393,965	△100,252	3,087,757
当期変動額					
新株の発行	3,994	3,994			7,988
剰余金の配当			△182,871		△182,871
親会社株主に帰属する 当期純利益			454,757		454,757
自己株式の取得				△202,261	△202,261
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	3,994	3,994	271,886	△202,261	77,613
当期末残高	514,766	287,266	2,665,851	△302,514	3,165,371

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	55,168	△805	54,362	30,567	3,172,688
当期変動額					
新株の発行					7,988
剰余金の配当					△182,871
親会社株主に帰属する 当期純利益					454,757
自己株式の取得					△202,261
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△77,719	2,478	△75,240	24,125	△51,114
当期変動額合計	△77,719	2,478	△75,240	24,125	26,498
当期末残高	△22,551	1,673	△20,877	54,693	3,199,186

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	533,401	流動負債	46,062
現金及び預金	70,272	未払金	8,381
営業未収入金	39,149	未払費用	18,368
貯蔵品	489	未払法人税等	5,502
預け金	98,243	未払消費税等	4,912
前払費用	8,191	役員賞与引当金	2,775
短期貸付金	200,000	その他	6,122
未収法人税等	112,518	固定負債	20,757
その他	4,537	退職給付引当金	19,105
固定資産	1,644,293	株式給付引当金	1,652
有形固定資産	19,793	負債合計	66,820
建物付属設備	14,839	純資産の部	
工具、器具及び備品	4,953	株主資本	2,089,565
無形固定資産	4,095	資本金	514,766
ソフトウェア	4,095	資本剰余金	797,130
投資その他の資産	1,620,405	資本準備金	287,266
投資有価証券	593,883	その他資本剰余金	509,863
関係会社株式	971,364	利益剰余金	1,080,182
繰延税金資産	12,784	その他利益剰余金	1,080,182
その他	42,371	繰越利益剰余金	1,080,182
		自己株式	△302,514
		評価・換算差額等	△33,384
		その他有価証券評価差額金	△33,384
		新株予約権	54,693
資産合計	2,177,695	純資産合計	2,110,874
		負債及び純資産合計	2,177,695

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

〔 2021年1月1日から
2021年12月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,002,136
一般管理費		419,981
営業利益		582,154
営業外収益		
受取利息	336	
受取配当金	1,849	
その他	99	2,285
営業外費用		
株式交付費	270	270
経常利益		584,169
特別損失		
投資有価証券評価損	32,350	32,350
税引前当期純利益		551,819
法人税、住民税及び事業税	9,579	
法人税等調整額	4,363	13,943
当期純利益		537,875

株主資本等変動計算書

〔 2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	510,772	283,272	509,863	793,136
当期変動額				
新株の発行	3,994	3,994		3,994
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	3,994	3,994	—	3,994
期末残高	514,766	287,266	509,863	797,130

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	725,177	725,177	△100,252	1,928,833
当期変動額				
新株の発行				7,988
剰余金の配当	△182,871	△182,871		△182,871
当期純利益	537,875	537,875		537,875
自己株式の取得			△202,261	△202,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	355,004	355,004	△202,261	160,731
期末残高	1,080,182	1,080,182	△302,514	2,089,565

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計額		
当期首残高	△14,404	△14,404	30,567	1,944,997
当期変動額				
新株の発行				7,988
剰余金の配当				△182,871
当期純利益				537,875
自己株式の取得				△202,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△18,979	△18,979	24,125	5,146
当期変動額合計	△18,979	△18,979	24,125	165,877
期末残高	△33,384	△33,384	54,693	2,110,874

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

セグエグループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 安 達 博 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 西 村 仁 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セグエグループ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セグエグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

セグエグループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 達 博 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 村 仁 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セグエグループ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

セグエグループ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 須 崎 宏 一 ㊟

監 査 等 委 員 中 川 博 史 ㊟

監 査 等 委 員 樋 口 明 巳 ㊟

(注) 監査等委員 須崎宏一、中川博史及び樋口明巳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京日本橋タワー5階 ベルサール東京日本橋 Room111

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 TEL 03-3510-9236

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。



<交通のご案内>

「日本橋駅」地下 B6 出口直結

東京メトロ 銀座線・東西線

都営地下鉄 浅草線

「三越前駅」 B6 出口から地上へ 徒歩約3分

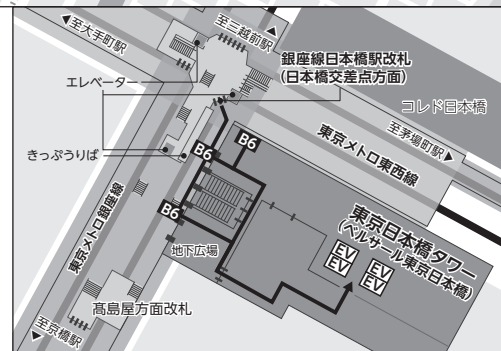
(またはB4出口 エレベーターで地上へ)

東京メトロ 銀座線・半蔵門線

「東京駅」八重洲北口 徒歩約10分

JR各線

※駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。